

商品概要説明書

担い手応援ローン

(平成 28 年 4 月 1 日現在)

| 商品名 | 担い手応援ローン | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|------------------|------------------|------------------|------------------|----------------------------------|---|---|---|-----------------------------|---|---|---|--|---|---|---|-----------------------------------|---|---|---|-------------------|---|---|---|
| ご利用 いただける方 | <p>以下の条件をすべて満たす方とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 当 J A の組合員（正組合員、准組合員）であり、農業を営んでいる方または農業に従事している方。 ○ 個人の場合、お借入時の年齢が 18 歳以上 70 歳未満の方。 ※70 歳の誕生日以降の契約更新はできません。 ○ J A での税務対応支援（決算書作成支援）等を受けている方。（以下のとおり） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>J A の税務対応支援</th> <th>白色申告</th> <th>青色申告 (10 万控除)</th> <th>青色申告 (65 万控除)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① J A（青申会含む）において、J A 外取引まで記帳代行実施</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>② J A（青申会含む）で決算書作成指導を実施している</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>③ J A（青申会含む）が臨時税理士の資格保有・顧問税理士の雇用・提携する税理士の紹介等を行っており、当該税理士等を利用している場合</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>④ 上記①～③に該当せず、税理士法 33 条の 2 による書面添付</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>⑤ 上記のいずれにも該当しない場合</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ○ 原則として、直近三期分の税務申告書類の提出が可能である方。 ○ 原則として群馬県農業信用基金協会の保証が受けられる方。 ○ 信用状況に不安のない方。 ※ 信用状況に不安のないとは、信用事業の支払延滞、経済事業の所定の期日経過後の未払金および共済掛金の未払金等がなく、かつ群馬県農業信用基金協会の求償債務者でないことなどをいいます。 ○ その他当 J A が定める条件を満たしている方。 | J A の税務対応支援 | 白色申告 | 青色申告 (10 万控除) | 青色申告 (65 万控除) | ① J A（青申会含む）において、J A 外取引まで記帳代行実施 | × | ○ | ○ | ② J A（青申会含む）で決算書作成指導を実施している | × | ○ | ○ | ③ J A（青申会含む）が臨時税理士の資格保有・顧問税理士の雇用・提携する税理士の紹介等を行っており、当該税理士等を利用している場合 | × | ○ | ○ | ④ 上記①～③に該当せず、税理士法 33 条の 2 による書面添付 | × | ○ | ○ | ⑤ 上記のいずれにも該当しない場合 | × | × | × |
| J A の税務対応支援 | 白色申告 | 青色申告 (10 万控除) | 青色申告 (65 万控除) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ① J A（青申会含む）において、J A 外取引まで記帳代行実施 | × | ○ | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ② J A（青申会含む）で決算書作成指導を実施している | × | ○ | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ③ J A（青申会含む）が臨時税理士の資格保有・顧問税理士の雇用・提携する税理士の紹介等を行っており、当該税理士等を利用している場合 | × | ○ | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ④ 上記①～③に該当せず、税理士法 33 条の 2 による書面添付 | × | ○ | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ⑤ 上記のいずれにも該当しない場合 | × | × | × | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 資金使途 | <p>【個人】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 農業生産に直結する運転資金 <p>【法人等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 農業経営に必要な運転資金 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 借入金額 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 1,000 万円以内とし、所要額以内とします。 ※ 本ローンを複数回ご利用いただく場合、残高合計が 1,000 万円を超えることはできません。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 借入期間 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 1 年以内とします。 ○ ただし、契約更新をされた場合、引続きご利用いただくことも可能です。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 借入利率 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 当 J A 所定の利率といたします。詳細については、当 J A の融資窓口にお問い合わせください。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | |
|--------------------|--|
| 借入方式 | ○ 当座借越（融資型）とします。 |
| 返済方法 | ○ 元金返済は、原則として期日一括償還とします。 ○ 利息のお支払いは、原則として一括前取りとします。 |
| 担保 | ○ 原則として、担保は不要ですが、群馬県農業信用基金協会と協議のうえ設定させていただくこともあります。 |
| 保証 | ○ 原則として群馬県農業信用基金協会の保証をご利用いただきます。 ○ 法人の方は、代表者を連帯保証人とします。 ○ 法人の方以外でも、連帯保証人を求める場合があります。 ○ 「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、所定の要件を充足すると見込まれる場合には、借入をされる方の意向等も確認したうえで、連帯保証人を必要としない場合がございます。 |
| 保証料 | ○ 一括前払い ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます。 なお、保証料率は下記のとおりです。 有担保 年0.5% 無担保 年0.7% |
| 手数料 | ○ 不要です。 |
| 苦情処理措置および紛争解決措置の内容 | ○ 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支店（所）または金融部（電話：027-261-7529）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、群馬県農業協同組合中央会が設置・運営する群馬県JAバンク相談所（電話：027-220-2030）でも、苦情等を受け付けております。 ○ 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融部または群馬県JAバンク相談所にお申し出ください。 群馬弁護士会 （紛争解決センター） 電話：027-234-9321 |
| その他 | ○ お申込みに際しては、当JA、および原則として群馬県農業信用基金協会において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、予めご了承ください。 ○ 現在のお借入利率やご返済額の試算については、当JAの融資窓口までお問い合わせください。 |

J A前橋市